

東京都中学校道德教育研究会規約

《第 1 章 名 称 及 び 目 的》

- 第 1 条（名 称） 本会は、東京都中学校道德教育研究会という。
- 第 2 条（目 的） 本会は、我が国の義務教育における中学校道德教育の研究とその実践を進めることを目的とする。
- 第 3 条（目 標） 本会は、前条の目的を実現するために、次の各項にかかげる目標の達成に努める。
- 1 教育基本法に定められた教育目標を遂行するに必要な道德教育の確立に努める。
 - 2 道德教育の研修及び研究の充実を図り、教師一人一人の道德教育に対する認識と指導力の向上に努める。
 - 3 会員相互の連絡・親睦を図り、東京都中学校教育の充実に努める。
- 第 4 条（事 業） 本会は、前条の目的を達成し、本会の目的を実現するため次の事業を行う。
- 1 研究会の開催と参加
 - 2 教育資料の収集と交換
 - 3 内外の道德教育の研究・調査
 - 4 道德教育実践の成果の発表
 - 5 その他必要な事業
- 第 5 条（会 員） 本会は、東京都公立中学校の教員を会員とする。
ただし、委員会の推薦により、客員を置くことができる。

《第 2 章 組 織》

- 第 6 条（役 員） 本会に次の役員を置く。
- ・会 長 1 名
 - ・副会長 若干名
 - ・常任委員 各区市町村中学校教育研究会より 1 名
 - ・事務局長 1 名
 - ・部長 各部 1 名
 - ・副部長 各部若干名
 - ・会計監査 2 名
- 第 7 条（会 長） 会長は本会を代表し、会務を掌握する。会長は委員会で選出

し、総会において承認する。

第8条（副会長） 副会長は、会長を補佐し、その代理となる。

副会長は、会長の推薦によって定める。

第9条（常任委員） 常任委員は、各区市町村中学校教育研究会より1名選出し、当該の地区を代表する。

第10条（事務局長） 事務局長は、会長がこれを委嘱し、本会の組織・事業の運営に関する処理を行う。

第11条（相談役・顧問）

本会の委員会の承認を得て、相談役・顧問を置くことができる。

第12条（会計監査） 会計監査は総会においてこれを選ぶ。

第13条（役員の任期） 役員の任期は、1年とする。ただし、重任を妨げない。

《第 3 章 会 議》

第14条（総 会） 総会は本会の最高の決議機関であつて、各学校1名の代表者をもって構成し、会長がこれを召集する。

総会は、毎年年度当初に開催する。なお、臨時総会は、委員会の決議により随時これを開くことができる。

第15条（総会の議決事項）

総会は次のことを決める。

- 1 事業に関する基本的事項
- 2 予算の議決、決算の承認
- 3 規約の決定、変更に関する事
- 4 他団体への加入、脱退に関する事
- 5 本会の解散及び解散にともなう一切の事項

第16条（委員会） 委員会は、総会に次ぐ議決機関であり、常任委員・連絡委員で構成し、会長がこれを召集する。

委員会は、総会で議決された基本方針に基づき、会の組織・事業の運営に関する事項及び緊急事項について決議する。

第17条（議 決） 議決は出席者の過半数の同意によるものとする。

第18条（事務局） 本会の活動の推進及び事務の処理を円滑に行うため、事務局を置く。事務局には、次の5部を設置し、各部に副部長若干名を置く。

(1)庶務部 (2)会計部 (3)研究部 (4)調査部 (5)広報部
なお、各部の部長・副部長は会長がこれを委嘱する。

《第 4 章 会 計》

第 19 条（経 費） 本会の経費は、会費その他の収入をもって当る。

第 20 条（会 費） 会費は、各学校年額 1,500 円とする。

《第 5 章 雑 則》

第 21 条(規約の変更)

本会の規約は、総会の議決によらなければ変更することはできない。

第 22 条(細 則) 運営に必要な細則は、委員会で定める。

第 23 条(事務局の所在)

事務局は、当分の間会長校に置く。

付 則

この規約は、昭和 33 年 6 月 22 日、本会が成立しこの規約を承認したときから発効する。

規 約 改 正

- 1 昭和 53 年 6 月 22 日の総会において、第 6 条の「毎年 5 月に」を「毎年 6 月に」と改正
- 2 昭和 58 年 6 月 30 日の総会において、第 12 条の副会長「3 名」を「若干名」と改正。
- 3 平成元年 10 月 17 日の臨時総会において、第 3、6、8、11、12、15、16、17、22、24 条について全文及び一部改正、第 9、18 条を削除、第 17 条を新設。
- 4 平成 17 年 5 月 23 日の総会において、第 6、9、15、17、19 条について一部改正、第 10 条を削除。